

この内規は、一般社団法人千葉県バスケットボール協会（以下、「CBA」という）の名刺に関して、適正に利用、管理を行うため、次のとおり定める。

#### 第1条〔規格及び作成〕

CBAの名刺は定められた規格にて総務委員会にて一括して作成する。同様の規格やCBAのロゴマークを利用して独自に制作することは認めない。

- 2 本協会の定めた規格以外の図案等を使い、本協会名称及びロゴマークを使用した名刺を作成する場合は、その図案等を添付し、専務理事の承認を受ける。

#### 第2条〔対象者〕

名刺の作成（支給）対象者は、次の通りとする。

- (1) 理事
- (2) その他特に重要な職務を担い、専務理事が必要と認めた者
- 2 次の対象者は、業務上必要がある場合は、所定の様式にて申請を行い、専務理事の承認を得て作成することができる。ただし、その場合は自己負担とする。
  - (1) 名誉会長、名誉顧問、顧問および参与
  - (2) 各種委員会委員
  - (3) 各カテゴリー千葉県代表チームスタッフ
  - (4) その他専務理事が必要と認めた者

#### 第3条〔使用期間〕

CBAの名刺を使用できる期間は、当該役職、職務に従事している期間に限定し、職を離れた場合には、速やかに処分するものとする。

#### 第4条〔順守事項〕

利用にあたっては、職務に応じて適正に管理、使用することとする。

- 2 営利目的、販売目的、投資目的等自己の利益のための使用は一切認めない。
- 3 本規程に違反するなど不適切な利用が認められた場合は、名刺の回収を求める他、資格の取り消しなど厳重な措置を取るものとする。

#### 第5条〔改廃〕

この内規の改正は、執行役員会の議決を得て、これを行う。

- 附則 この内規は、令和元年7月8日より施行する。  
この内規は、令和3年10月15日 一部改正